（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2～4　略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十九条の九　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三～六　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第十九条の十　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　略］

様式第２の２（第22条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［略］

第50条　［略］

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2～4　同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十九条の九　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三～六　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第十九条の十　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　同上］

様式第２の２（第22条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［同上］

第50条　［同上］

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者